

水質汚濁防止法等に基づく特定施設別特定事業場数

特定施設番号	業種(施設)名	特 定 事 業 場 数						
		総数	排水量 10m3未満	排水量 10m3以上 50m3未満	排水量 50m3以上 200m3未満	排水量 200m3以上 500m3未満	排水量 500m3以上 1,000m3未満	排水量 1,000m3以上
1-2	畜産農業	2	2					
2	畜産食料品製造業	4	3			1		
3	水産食料品製造業	7	5	2				
4	保存食料品製造業	4	3		1			
5	調味料製造業	1	1					
8	菓子製造業	1	1					
9	米菓製造業又はこうじ製造業	1	1					
10	飲料製造業	7	5	2				
16	めん類製造業	3	3					
17	豆腐・煮豆製造業	9	9					
19	紡績業・繊維製品製造業	1						1
21	化学繊維製造業	1						1
23	パルプ・紙・紙加工品製造業	2	1					1
23-2	新聞・出版・印刷業又は製版業	5	5					
30	発酵工業	1		1				
33	合成繊維製造業	1						1
53	ガラス・ガラス製品製造業	1				1		
55	生コンクリート製造業	7	5	1	1			
58	窯業原料の精製業	2	1					1
59	砕石業	2	2					
60	砂利採取業	1	1					
62	非鉄金属製造業	1	1					
63	金属製品・機械器具製造業	1		1				
64-2	水道施設	4	1				1	2
65	酸・アルカリ表面処理施設	9	3	2	2			2
66	電気めっき施設	3	3					
66-3	旅館業	76	58	13	4	1		
66-4	共同調理場	3	3					
66-5	弁当製造業(床面積360m2以上)	2	2					
66-6	飲食店Ⅰ(床面積420m2以上)	22	18		3			1
66-7	飲食店Ⅱ(床面積630m3以上)	0	0					
67	洗たく業	33	31	1	1			
68	写真現像業	10	10					
68-2	病院(300床以上)	5	5					
69の3	地方卸売市場	1	1					
70-2	自動車分解整備業	1	1					
71	自動式車両洗浄施設	67	64	3				
71-2	研究・試験・検査施設	19	15	3				1
71-3	一般廃棄物処理施設	1	1					
71-5	洗浄施設(トリクロロエチレン等)	2	1	1				
72	し尿処理施設(501人槽以上)	7	1	1	1	2	1	1
73	下水道終末処理施設	2						2
74	汚水発生施設を設置する工場等から排出される水の処理施設	1					1	
湖1	病院(120床以上300床未満)	4	4					
湖2	し尿浄化槽(201人槽以上500人槽以下)	11	1	5	5			
小計		348	272	36	19	5	3	13
66-5	弁当製造業(床面積120m2以上360m2未満)	2	2					
66-6	飲食店Ⅰ(床面積100m2以上420m2未満)	103	101	1		1		
66-7	飲食店Ⅱ(床面積150m2以上630m2未満)	4	4					
68-2	病院(20床以上120床未満)	2	2					
70-2	自動車分解整備業(650m2以上800m2未満)	1	1					
72	し尿処理施設(51人槽以上) ※	43	18	23	2			
76	湿式集じん施設	3	3					
77	脱脂施設	5	4	1				
78	プラスチック製品製造業	7	5		1		1	
80	化学工業	2			1			1
81	研究・試験・検査施設	1	1					
小計		173	141	25	4	1	1	1
合計		521	413	61	23	6	4	14

(b) 工場等の監視、指導状況

昭和 54 年以降、市条例の適用を受ける事業場について監視、指導を実施しており、また、本市は昭和 61 年 4 月に水質汚濁防止法に基づく政令市に指定され、同年度より法に基づく事業場の立入調査を実施しています。

平成 28 年度は、延べ 65 事業場に立入調査を実施し、排水の調査により、排水基準の遵守状況を監視しました。排水基準違反事業場に対しては、排出処理施設の維持管理を徹底させるとともに、処理施設改善等の措置を指導しています。また、届出内容に変更のある工場等に対しては、随時必要な手続きを行うよう指導しました。(19)

事業場排水調査実施状況

調査項目		平成28年度	
		調査検体数	違反検体数
一般項目	水素イオン濃度(pH)	64	9
	化学的酸素要求量(COD)	57	0
	生物化学的酸素要求量(BOD)	16	0
	浮遊物質(SS)	56	0
	大腸菌群数	2	0
	窒素含有量	56	0
	りん含有量	58	3
	有害物質		
	カドミウム及びその化合物	6	0
	シアン化合物	6	0
	鉛及びその化合物	14	0
	六価クロム化合物	1	0
	砒素及びその化合物	13	0
	水銀及びその化合物	7	0
	PCB	6	0
	トリクロロエチレン	20	0
	テトラクロロエチレン	20	0
	四塩化炭素	20	0
	ジクロロメタン	20	0
	1, 2-ジクロロエタン	20	0
	1, 1-ジクロロエチレン	20	0
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	20	0
	1, 1, 1-トリクロロエタン	20	0
	1, 1, 2-トリクロロエタン	20	0
	1, 3-ジクロロプロペン	20	0
	ベンゼン	20	0
	ふっ素含有量	15	0
	ほう素含有量	18	0
	1, 4-ジオキサン	2	0
特殊項目	n-ヘキサン抽出物質	18	0
	フェノール類含有量	8	0
	銅含有量	11	0
	亜鉛含有量	19	1
	溶解性鉄含有量	9	0
	溶解性マンガン含有量	8	0
	クロム含有量	16	0
	アンチモン含有量	6	0

④ 地下水の保全

環境省(当時、環境庁)が昭和57年度に実施した地下水調査の結果から、全国的に有機塩素化合物による地下水汚染の実態が明らかになり、本市でも昭和59年より市内民家井戸等を対象に、地下水の汚染状況の把握に努めています。

また、地下水汚染が発見された場合には、公衆衛生部署と連携して飲用指導や有害物質を使用している事業に対する指導を行っています。

・概況調査

市内の全体的な地下水質の状況を把握するために実施する調査であり、市内を5つのブロックに分け、5年間で一巡するよう調査を実施しています。

・検出井戸周辺調査

概況調査等により、新たに有害物質等が検出された井戸の周辺地域において、汚染の広がり等についての調査を実施しています。

・継続監視調査

検出井戸周辺調査等で環境基準を超える地下水汚染が確認された井戸について、継続的な監視調査を

実施しています。

平成 28 年度の調査結果は次のとおりです。

a 概況調査

本市北部及び中部地域 6 地点において、地下水の水質汚濁に係る環境基準項目 28 項目について調査した結果、全ての項目について、環境基準値を満足していました。

b 検出井戸周辺調査

概況調査の結果、検出井戸周辺調査の対象となる地点はありませんでした。

c 継続監視調査

継続監視調査の結果は以下のとおりでした。次年度以降も調査を継続します。

				測定結果 (mg/L) (最大値)
調査地点	地点数	調査項目	超過	28 年度
黒津地区	1	ふっ素	有	1.7
大江地区	2	硝酸性窒素および亜硝酸性窒素	有	26
北小松地区	1	ふっ素	有	0.88
馬場地区	1	有機塩素系 A※	有	0.016 (トリクロロエチレン)

※有機塩素系 A…テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー

d ダイオキシン類調査

本市ではダイオキシン特措法第 26 条第 1 項に基づき、市内の地下水中のダイオキシン類による汚染の状況について常時監視調査を行っています。

平成 28 年度は市内 4 ヶ所において地下水中のダイオキシン類濃度調査を年 1 回実施しました。結果は下表のとおりです。すべての地点で環境基準値を満足しました。

地下水中のダイオキシン類濃度調査結果 (pg-TEQ/l)

調査地点数	ダイオキシン類濃度	
	平均	最小～最大
大津市内4地点	0.048	0.046～0.050
環境基準値	1 (水質)	
全国調査 (H27)	0.042	0.0036～0.88

注1) ダイオキシン類は、PCDD (ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシン)、PCDF (ポリ塩化ジベンゾフラン) およびコプラナーPCB (コプラナーポリ塩化ビフェニル) の合計値を指す。

注2) 「pg-TEQ」は1兆分の1g (10⁻¹²g) のダイオキシン類の毒性等量

環境基準

環境基本法第 16 条第 1 項による地下水の汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護する上で維持することが望ましい条件として、平成 9 年にカドミウムをはじめとする 23 物質について環境基準が設定されました。さらに、平成 11 年にふっ素などの 3 物質、平成 21 年に塩化ビニルモノマー(平成 29 年度よりクロロエチレンに項目名を変更)、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエチレン(それまでの cis-1,2-ジクロロエチレンに替わり追加)について環境基準が設定されました。

直近では、平成 26 年にトリクロロエチレンの基準値が見直されています。

地下水質環境基準

(単位:mg/L)

項目	基準値	項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 以下	四塩化炭素	0.002 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
全シアン	検出されないこと	クロロエチレン	0.002 以下	チウラム	0.006 以下
鉛	0.01 以下	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	シマジン	0.003 以下
六価クロム	0.05 以下	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	チオベンカルブ	0.02 以下
砒素	0.01 以下	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	ベンゼン	0.01 以下
総水銀	0.0005 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	セレン	0.01 以下
アルキル水銀	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
PCB	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 以下	ふっ素	0.8 以下
ジクロロメタン	0.02 以下	テトラクロロエチレン	0.01 以下	ほう素	1 以下
				1,4-ジオキサン	0.05 以下

⑤ 琵琶湖の水草の監視等

a 琵琶湖南湖の水草の繁茂の状況の変遷

水草類は、昭和初期から 20 年代半ばごろまでは、ほぼ中央まで繁茂しており、その面積は 20~30km²程度と推定されています。その後、富栄養化の進行により昭和 30 年代半ばごろには南湖中央部を中心に激減し、平成初期までは水草の繁茂状況は低水準でした。

しかし、平成 6 年の琵琶湖基準水位マイナス 123 cm を記録した大渇水時に湖底への光透過量が著しく増加したことや、それまでに栄養塩が蓄積されていたことなどが要因となって水草が旺盛に生長し、翌年以降に水草分布域が拡大したと言われています。平成 10 年代の初めごろには昭和初期の水準を超え、平成 19 年には約 60km² (琵琶湖の面積の約 9%) を超え、近年は大繁殖が恒常化しています。

b 琵琶湖内の水草除去

琵琶湖に繁茂する水草の除去は、管理者である滋賀県が「表層刈り取り」や「根こそぎ除去」等の方法で実施されています。

しかし、水草の分布範囲及び量が多すぎるため除去作業が追いつかず、景観悪化、悪臭、航行障害、漁場の悪化などの問題が発生しています。

これらの問題解決のためには、関係行政機関が協力して対応する必要があります。平成 27 年 9 月に「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が施行され、その中で地方公共団体を含む関係者は相互に連携を図りながら協力しなければならない、と規定されたことから、大津市においても水草類が繁茂する時期には定期的に湖岸を巡回監視し、その情報を滋賀県に提供する等、より連携を強化しています。

(3) 音環境監視調査事業⁽¹⁹⁾

① 騒音の環境監視

a 道路に面しない地域における環境騒音調査

一般地域の騒音については、地域の類型及び時間の区分ごとに環境基準が設定されており、平成 12 年度より、地域の騒音状況を代表する地点で騒音の状況の把握に努めています。平成 28 年度は定点 8 地点、準定点 11 地点で調査を行いました。昼の時間区分では全地点で、夜の時間区分では 2 地点を除いて環境基準を満足していました。調査結果は次のとおりです。

環境騒音調査結果

平成 28 年度

	用途地域	測定地点	名称	区分	環境基準	等価騒音レベル(昼)dB	等価騒音レベル(夜)dB
1	第1種低層	仰木の里東六丁目4-1	仰木の里東幼稚園	定点	A	50	43
2	第1種低層	鶴の里6-2	鶴の里東自治会館	準定点	A	46	43
3	第1種中高層	比叡平三丁目57-1	山中比叡平支所	定点	A	50	35
4	第1種中高層	青山三丁目2-1	青山児童クラブ	定点	A	54	43
5	第1種中高層	大江四丁目21-1	大江東自治会館	準定点	A	47	39
6	第1種住居	坂本六丁目33-19	比叡ふれあいセンター	定点	B	46	40
7	第1種住居	湖城が丘36-9	湖城が丘岡山自治会館	準定点	B	42	36
8	第1種住居	富士見台8-2	富士見台3区自治会館	準定点	B	47	38
9	第1種住居	大萱二丁目18-31	南大萱会館	準定点	B	49	40
10	第1種住居	関津六丁目10-45	サンシャイン自治会館	準定点	B	48	36
11	市街化調整	真野四丁目6-1	真野支所	定点	B	48	38
12	市街化調整	牧一丁目1-24	上田上支所	定点	B	50	45
13	市街化調整	大石龍門五丁目4-24	大石龍門町自治会館	準定点	B	45	36
14	都市計画外	葛川坊村町	坊村自治会館	準定点	B	46	45
15	商業	本堅田五丁目21-1	宅地販売所 桜望里(旧:堅田駅西口土地区画整理事務所)	定点	C	56	48
16	商業	中央二丁目2-5	中央支所	定点	C	53	43
17	商業	大萱一丁目16	宮の口自治会館	準定点	C	55	52
18	準工業	月輪三丁目2-6	月輪自治会館	準定点	C	48	42
19	工業	栗林町4	栗林会館	準定点	C	60	52

環境基準不適合

b 自動車騒音の常時監視

道路に面する地域について一般地域と同様に環境基準が設定されており、一定の地域ごとに騒音レベルが基準値を超過する戸数及び割合を把握する「面的評価」により評価を行うこととされています。これに基づき、平成 28 年度は、一般国道 1 号(京滋バイパス)他において騒音の測定、評価を行いました。その結果、全体で昼夜とも環境基準に適合した戸数の割合は、約 96.2%でした。

自動車騒音常時監視結果

平成 28 年度

区間番号	評価対象住宅等戸数	面的評価結果(戸数)				面的評価結果(%)				
		昼間・夜間とも基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼間・夜間とも基準値超過	昼間・夜間とも基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼間・夜間とも基準値超過	
高速自動車国道	名神高速道路	1176	1092	16	1	67	92.9	1.4	0.1	5.7
一般国道	一般国道 422 号	2008	1998	5	1	4	99.5	0.2	0.0	0.2
	京滋バイパス	1650	1607	9	1	33	97.4	0.5	0.1	2.0
都道府県道	大津能登川長浜線	454	453	1	0	0	99.8	0.2	0.0	0.0
	瀬田大石東線	924	824	3	0	97	89.2	0.3	0.0	10.5
	大津インター線	428	427	1	0	0	99.8	0.2	0.0	0.0
	瀬田西インター線	114	114	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
	大津南郷宇治線	15	15	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
	千町石山寺辺線	365	353	0	0	12	96.7	0.0	0.0	3.3

*評価の方法

対象道路を、交通量などが概ね一定とみなされる区間に区切り、その区間内の両側50mの範囲に立地する住居系建物のうち、走行する自動車から受ける騒音レベルが環境基準を満足している建物の戸数割合を算出。

目標:騒音環境基準の達成率(面的評価 95%/一般地域 100%→各々100%)

c 新幹線鉄道騒音・振動調査

新幹線鉄道騒音については、地域の類型ごとに環境基準が設定されています。

本市では、新幹線鉄道騒音調査を6地点で実施しています。平成28年度に行った調査結果は以下のとおりです。

新幹線鉄道騒音調査結果

平成28年度

測定場所 (住所)	測定地点 側の軌道 (上下の別)	キロ程	用途地域	地域 類型	評価値 $L_{A,Smax}(dB)$		平均 列車速度 (km/h)	土木 構造物 の種類	防音壁の 有無 (高さ)
					25 m	その他			
国分一丁目	下	463K970M	第一種住居	I	73		240	盛土	有り (3.9m)
光が丘町	上	463K530M	第一種住居	I	74		244	盛土	有り (2.2m)
蛸谷	上	462K860M	商業	II	76		247	高架	有り (2.0m)
神領二丁目	上	461K580M	第一種住居	I	72		214	高架	有り (2.9m)
大江八丁目	下	460K700M	工業	II	72		243	盛土	有り (2.9m)
一里山六丁目	下	459K570M	第一種住居	I	72		226	高架	有り (3.3m)

※連続する上下20本の列車毎の騒音ピーク値の上位半数のパワー平均

環境基準

環境基本法第16条第1項の規定により、「騒音に係る環境基準」「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」等が定められています。「騒音に係る環境基準」では道路に面する地域と道路に面しない地域のそれぞれについて地域の類型及び時間の区分ごとに基準値を設定しています。

平成10年9月に騒音に係る環境基準が改正され、騒音の評価手法が騒音の中央値($L_{A50,T}$)から等価騒音レベル($L_{Aeq,T}$)に変更されるとともに基準値が変更され、平成11年4月より施行されています。騒音に係る環境基準の地域の類型にあてはめる地域等の指定については、市において告示されています。

(単位：デシベル)

環境基準の値(昼間(6:00~22:00)/夜間(22:00~6:00))				
区分 地域 類型	道路に面する地域以外 の地域	道路に面する地域(道路交通騒音が支配的な音源である地域)		
		幹線交通を担う道路に 近接する空間 ・2車線以下：15m ・2車線超：20m	幹線交通を担う道路に近 接する空間の背後に存す る建物の中高層部に位置 する住居等	
AA	50以下/40以下			
A	55以下/45以下 1車線道路に面する地 域を含む	60以下/55以下 (2車線以上)	70以下/65以下 屋内へ透過する騒音に 係る基準 45以下/40以下	
B		65以下/60以下 (2車線以上)		
C	60以下/50以下	65以下/60以下 (1車線以上)		
除外地域				

・環境基準類型

AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域

A：専ら住居の用に供される地域

B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

・幹線交通を担う道路：高速道路、自動車専用道路、国道、県道、4車線以上の市道

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」は新幹線鉄道沿線地域における新幹線鉄道騒音による被害を防止するための音源対策、障害防止対策、土地利用対策等の各種施策を総合的に推進するため、地域の類型ごとに基準値を設定しています。新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに指定する地域については、県において告示されています。

新幹線鉄道の騒音の環境基準

(昭和50年7月29日環境庁告示)

地域の類型	基準値 (ピークレベルの平均値)	備考
I	70デシベル以下	Iをあてはめる地域：主として住居の用に供される地域
II	75デシベル以下	IIをあてはめる地域：商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

② 工場等及び建設作業に対する監視指導

a 工場等の対策

騒音規制法及び振動規制法では、生活環境を保全すべき地域を指定し、この地域内における特定工場や特定建設作業から発生する騒音・振動について規制を行っています。

(a) 工場等に対する規制

騒音規制法、振動規制法及び大津市生活環境の保全と増進に関する条例では著しい騒音や振動を発生する施設を特定施設として定め、これらの施設を設置する者には届出義務を課すとともに、敷地境界で規制基準を定め遵守義務を課しています。

騒音に係る規制基準

(単位:デシベル)

	朝	昼	夕	夜間
	午前6時～ 午前8時	午前8時～ 午後6時	午後6時～ 午後10時	午後10時～ 翌日の午前6時
第1種区域	45	50	45	40
第2種区域	50	55	50	45
第3種区域	60	65	65	55
第4種区域	65	70	70	60

注1. 第1種区域:良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

第2種区域:住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第3種区域:住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住居の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域

第4種区域:主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

注2. 第2種区域、第3種区域、第4種区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、本表の規定にかかわらず、本表の値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。

振動に係る規制基準

(単位:デシベル)

時間区分 区域区分	昼 間	夜 間
	午前8時～午後7時	午後7時～翌日午前8時
第1種区域	60	55
第2種区域	65	60

工場等に係る振動規制と騒音規制の区域区分との関係

地 域	振動規制地域区分	騒音規制区域区分
住居系地域	第1種区域	第1種区域
		第2種区域
商業系・工業系地域	第2種区域	第3種区域
		第4種区域

なお、市ではこれらの法令に基づく届出及び規制に関する事業者向けパンフレットを作成し、市内事業者に配布しています。法令等に係る市内の工場・事業所数と施設数は次のとおりです。

騒音規制法に基づく特定工場等数及び施設届出状況

平成 29 年 3 月 31 日現在

施設の種類の	施設総数	施設の種類の	施設総数
1 金属加工機械	399	7 木材加工機	93
2 空気圧縮機等	2,347	8 抄紙機	4
3 土石用破砕機等	121	9 印刷機械	84
4 織機	409	10 合成樹脂用射出成型機	97
5 建設用資材製造機	10	11 鋳型造型機	0
6 穀物用製粉機	30		
		計	3,594

特定工場等総数	335
---------	-----

振動規制法に基づく特定工場等数及び施設届出状況

平成 29 年 3 月 31 日現在

施設の種類の	施設総数	施設の種類の	施設総数
1 金属加工機械	552	6 木材加工機械	1
2 圧縮機	506	7 印刷機械	33
3 土石用破砕機等	136	8 ゴム練用又は合成樹使用のロール機	7
4 織機	88	9 合成樹脂用射出成型機	104
5 コンクリートブロックマシン機	0	10 鋳型造型機	0
		計	1,427

特定工場等総数	162
---------	-----

騒音規制法に基づく特定施設は 335 工場等に設置されている 3,594 施設で、施設の種類の空気圧縮機等が 2,347 台(65%)と最も多く、次いで織機、金属加工機械となっています。

振動規制法に基づく特定施設は、162 工場等に設置されている 1,427 施設で、施設の種類の圧縮機と金属加工機械で 1,058 台となっており全体の 74%を占めています。

(b) 建設作業の対策

騒音規制法、振動規制法及び大津市生活環境の保全と増進に関する条例では、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生する作業を特定建設作業として定め、届出義務を課すとともに、敷地境界での規制基準を定めています。

市では届出受付時に周辺住民への事前説明を実施することなどについても指導を行っています。

平成 28 年度における法律及び条例に基づく特定建設作業実施届出の届出状況は次のとおりです。

騒音規制法に基づく届出は、削岩機を使用する作業が最も多く、振動規制法に基づく届出でも、ブレイカーを使用する作業が最も多くなっています。

市条例に基づく届出では、騒音関係作業で油圧破壊機を使用する作業が最も多く、振動関係作業は振動ローラーを使用する作業が最も多くなっています。

各種法令に基づく特定建設作業実施届出状況(平成 28 年度)

(騒音規制法)

作業の種類	件数
1 くい打機等を使用する作業	6
2 びょう打を使用する作業	0
3 削岩機を使用する作業	157
4 空気圧縮機を使用する作業	3
5 コンクリートプラント等を設けて行う作業	0
6 バックホウを使用する作業	0
7 トラクターショベルを使用する作業	0
8 ブルドーザーを使用する作業	1
計	167

(振動規制法)

作業の種類	件数
1 くい打機等を使用する作業	9
2 鉄球を使用して破壊する作業	0
3 舗装版破砕機を使用する作業	0
4 ブレイカーを使用する作業	85
計	94

(市条例)

	作業の種類	件数
騒音	1 インパクトレンチを使用する作業	32
	2 火薬を使用する破壊作業	2
	3 掘削機械を使用する作業	2
	4 油圧破壊機を使用する解体作業	51
	小計	87
振動	1 火薬を使用する破壊作業	2
	2 振動ローラーを使用する作業	171
	小計	173
	計	260

③ 移動発生源対策の推進

a 自動車交通騒音・振動対策

本市は、新名神高速道路、名神高速道路、国道1号、国道161号、京滋・西大津両バイパス、湖西道路に加え、平成24年12月から志賀バイパスの延長区間が供用され、これらの幹線道路の沿線住民から主に騒音の苦情や対策の要望が寄せられています。

これらのうち、自動車専用道路については防音壁の設置等の対策が行われていますが、一般国道等については抜本的な対策が難しく、早急な解決は困難な状況にあり、交通、物流対策の整備等を含めた総合的な対策が必要となっています。

本市においては、沿線住民からの自動車騒音の苦情に対して、騒音の実態調査を実施した結果、法律に定められた基準等の超過が認められた区間があった場合は、管理者に対して防音壁の設置や路面の性状改善等の要望を行っています。

要請限度

自動車本体から発生する騒音を低減する対策として騒音規制法では「自動車騒音の大きさの許容限度」が定められています。

環境対策として同法では自動車騒音の限度を定める省令（いわゆる自動車騒音の要請限度）が定められており、測定に基づき騒音が限度を超え周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる時は、公安委員会に交通規制の要請や道路管理者に道路構造の改善等の意見を述べる事ができるとされています。

また、振動規制法では、自動車本体の規制はありませんが、環境省令で道路交通振動の要請の限度が定められており、騒音と同様、測定に基づき交通規制の要請や道路構造の改善等の意見具申ができるとされています。

自動車騒音の要請限度(平成12年総理府令第15号)

(単位:デシベル)

区域の区分 時間の区分		1	2	3	幹線交通を担う道路に近接する区域
		a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	
昼間	6:00~22:00	65	70	75	75
夜間	22:00~翌6:00	55	65	70	70

a区域:専ら住居の用に供される区域

b区域:主として住居の用に供される区域

c区域:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

幹線交通を担う道路に近接する空間:高速道路、自動車専用道路、国道、県道、4車線以上の市道から20m(2車線以下の道路の場合は15m)の範囲

道路交通振動の要請限度(昭和51年・総理府令)

(単位:デシベル)

区域の区分 時間の区分		第1種区域	第2種区域
		昼間	午前8時~午後7時
夜間	午後7時~翌日午前8時	60	65

第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域、都市計画区域外の一部
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

(a) 道路交通騒音定点調査

本市では、自動車交通騒音の状況を把握するために、昭和 55 年より主要幹線道路沿線において継続的に調査を実施しており、平成 28 年度も国道 161 号、国道 1 号、主要地方道伊香立浜大津線及び一般県道大津湖岸線で実施しました。

道路交通騒音調査結果（平成 28 年度）

道路名	国道 161 号	国道 1 号	主要地方道 伊香立浜大津線	一般県道 大津湖岸線
調査場所	雄琴支所	環境大気常時監視 測定局逢坂局	滋賀支所	膳所浄水場
用途地域	商業地域	第 2 種住居地域	第 1 種住居地域	第 1 種住居地域
環境基準の類型	C	B	B	B
要請限度の地域区分	c	b	b	b
車線数	2	2	2	4
道路からの距離	5.9m	5.1m	4.9m	4.5m
騒音レベル(Leq) 単位(デシベル)	昼間	70	70	66
	夜間	65	70	59
環境基準(Leq) 単位(デシベル)	昼間	70		
	夜間	65		
要請限度(Leq) 単位(デシベル)	昼間	75		
	夜間	70		

*この調査では面的な評価を行っていません。

*昼間 6：00～22：00、夜間 22：00～翌 6：00

*要請限度の区域区分について a 区域：専ら住居の用に供される区域
b 区域：主として居住の用に供される区域
c 区域：相当数の居住と併せて商業、工業等の用に供される区域

(b) 名神高速道路

市内の道路延長 12.1km(トンネル部分 0.7kmを含む)のうち、騒音対策として防音壁が上り 6.70km、下り 6.88kmの延べ 13.58km設置されています(平成 29 年 3 月末現在)。また、平成 2 年度からは防音壁のかさあげ工事も行われています。

沿線住民からの騒音・振動苦情に対し、本市では騒音調査等を行い、管理者に防音壁の設置、改良等を要望しています。平成 28 年度は沿線の 1 箇所において、騒音調査を実施し、夜間の環境基準を超過したため、管理者に対し、防音対策について要望を行いました。

名神高速道路騒音調査結果（平成 28 年度）

調査場所	測定結果（等価騒音レベル LAeq） 単位(デシベル)	
	昼間	夜間
	6：00～22：00	22：00～翌 6：00
田辺町	70	69
田辺町	68	68

(c) 新名神高速道路

新名神高速道路は、名古屋市を起点として神戸市に至るまでの延長約 174kmの高速道路で、市内には 5.2km(トンネル部分 0.3km を含む)通っています。

沿線住民からの騒音・振動苦情に対し、本市では騒音調査等を行い、管理者に防音壁の設置、改良等を要望しています。平成 28 年度は沿線の 6 箇所において、騒音調査を実施し、すべての箇所で昼間、夜間ともに環境基準を満足していました。

新名神高速道路騒音調査結果(平成 28 年度)

調査場所	測定結果(等価騒音レベル LAeq) 単位(デシベル)	
	昼間	夜間
	6:00~22:00	22:00~翌6:00
平野一丁目	44	45
牧一丁目	42	40
牧一丁目	45	46
牧一丁目	43	42
牧一丁目	42	42
牧一丁目	52	50

(d) 京滋バイパス

国道 1 号の慢性化した渋滞の緩和を目的として、滋賀県草津市~京都府久世郡久御山町間(約 27km)が昭和 63 年 8 月に開通しました。本市では、バイパス周辺の環境監視を行うため、石山地区に測定局を設置し、騒音の常時監視を行っています。

石山局騒音常時監視結果(平成 28 年度)

(単位:デシベル)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
昼間	60	59	59	59	58	60	60	60	59	58	59	59	59
夜間	56	56	56	55	55	57	56	57	56	55	55	55	56

沿線住民からの騒音・振動苦情に対し、本市では騒音調査等を行い、管理者に防音壁の設置、改良等を要望しています。平成 28 年度は沿線の 1 箇所において、騒音調査を実施し、昼間、夜間ともに環境基準を満足していました。

京滋バイパス騒音調査結果(平成 28 年度)

調査場所	測定結果(等価騒音レベル LAeq) 単位(デシベル)	
	昼間	夜間
	6:00~22:00	22:00~翌6:00
瀬田五丁目	56	54

(e) 西大津バイパス

西大津バイパスは昭和 56 年 10 月に藤尾(国道 1 号)～皇子山ランプまでの一部供用が開始され、平成 7 年 2 月に坂本ランプまでの区間が、平成 8 年 4 月に坂本ランプと湖西道路を接続する高架橋が開通しました。当道路については、既存の住宅地を通過していることもあって、沿線の住宅部分には防音壁が設置され、自動車騒音の低減が図られています。平成 25 年 6 月には、交通渋滞緩和を目的とした西大津バイパス 4 車線化工事が完了しました。本市では、4 車線化による自動車騒音への影響を測るため、平成 22 年度に 4 車線化前の騒音調査を実施し、今後は湖西道路 4 車線化工事完了に合わせて、4 車線化後の騒音調査を計画しています。

沿線住民からの騒音苦情に対し、本市では騒音調査等を行い、管理者に防音壁の設置、改良を要望しています。平成 28 年度は沿線の 2 箇所において、騒音調査を実施し、すべての箇所で昼間、夜間ともに環境基準を満足していました。

西大津バイパス騒音調査結果(平成 28 年度)

調査場所	測定結果 (等価騒音レベル LAeq) 単位: デシベル	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～翌 6:00)
弥生町	65	62
高砂町	55	51

(f) 湖西道路

湖西道路は、国道 161 号バイパスとして、平成元年 3 月に坂本三丁目の坂本北インターから荒川の志賀インターまでの全区間 17.9km の全線が開通しました。当初、日本道路公団が管理する一般有料道路でしたが、日本道路公団の民営化にあたり、平成 17 年 8 月 1 日より国道として無料開放されました。

沿線住民からの騒音・振動苦情に対し、本市では騒音調査等を行い、管理者に防音壁の設置、改良等を要望しています。平成 28 年度は沿線の 1 箇所において、騒音測定を実施し、昼間、夜間ともに環境基準を満足していました。

湖西道路騒音調査結果(平成 28 年度)

調査場所	測定結果 (等価騒音レベル LAeq) 単位: デシベル	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～翌 6:00)
仰木の里東三丁目	53	51

(g) 志賀バイパス

志賀バイパスは、荒川から北小松までを結ぶ延長 6.4km の道路です。平成 13 年 7 月に荒川から北比良間 3.0km、平成 24 年 12 月に北比良から北小松間 3.4km が供用されたことで全線が開通しました。

沿線住民からの騒音・振動苦情に対し、本市では騒音調査等を行い、管理者に防音壁の設置、改良等を要望しています。平成 28 年度は沿線の 2 箇所において、騒音調査を実施し、昼間、夜間ともに環境基準を満足していました。

志賀バイパス騒音調査結果(平成 28 年度)

調査場所	測定結果 (等価騒音レベル LAeq) 単位(デシベル)	
	昼間	夜間
	6 : 00～22 : 00	22 : 00～翌 6 : 00
南小松	54	54
南小松	53	52

b 鉄道騒音・振動対策

(a) 新幹線

新幹線鉄道騒音については、JRにおいて、車両の改良や防音壁設置、レールの削正など音源対策が行われており、そのみでは達成が困難な場合には「新幹線鉄道騒音・振動障害防止対策処理要綱」に基づき住宅(昭和 51 年 3 月 9 日以前のもの)の防音工事、防振工事や移転工事が実施されています。この要綱に基づき本市では昭和 63 年度末までに 80 デシベル(ホン)対策として 214 戸、75 デシベル(ホン)対策として 86 戸が防音工事の適用を受けました。

沿線住民からの騒音苦情に対し、本市では騒音調査等を行い、東海旅客鉄道株式会社(JR東海)に対し、防音壁の設置、改良等を要望しています。

(b) 在来線

在来線鉄道については、新線又は大規模改良に際しての騒音対策の指針が平成 7 年 12 月に設定されています。既存の在来線についてはこの指針に入っていないが、騒音の低減に係る住民要望がある場合には騒音測定を行っています。

(4) 土壌環境監視調査

<現況>

土壌汚染は地下水汚染に波及する可能性が高く、人の健康や生態系への影響、農作物等の生育阻害も懸念されています。また、有害物質等を使用する工場等への指導強化、廃棄物の適正処理などの未然防止対策が重要となっています。

土壌汚染の状況を把握し、土壌汚染による人の健康被害を防止することを目的として「土壌汚染対策法」が平成 14 年 5 月に公布、平成 15 年 2 月 15 日から施行されました。

その後、平成 22 年 4 月 1 日には、汚染土壌処理業の許可制度導入や一定の規模以上の土地の形質変更時の届出などを盛り込んだ改正法が施行されています。平成 29 年 3 月現在、市内で土壌汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時届出区域に指定された区域はありません。

土壌は微生物等の生息場所で、水質浄化などの多様な環境保全機能も有していることから、健全な土壌の保全、回復を図り、土壌の汚染に係る環境基準(環境基本法)の維持・達成を目指しています。

<実施事業等>

土壌中のダイオキシン類濃度について

平成 28 年度は市内 4 ヶ所の公園等において土壌中のダイオキシン類濃度調査を各地点年 1 回実施しました。結果は下表のとおりです。すべての地点で環境基準値を満足し、全国調査の平均値よりも低い値を示しました。⁽¹⁹⁾

土壌中のダイオキシン類濃度調査結果 (pg-TEQ/g)

調査地点数	ダイオキシン類濃度	
	平均	最小～最大
大津市内 4 地点	0.143	0.028～0.37
環境基準値	1,000 (調査指標値 : 250)	
全国調査 (H27)	2.6	0.0～100

目標;ダイオキシン類環境基準の達成率(大気/水質(底質含む)/土壌 各々100%→各々100%)

環境基準

平成3年8月に環境基本法第16条に基づく土壌の汚染に係る環境基準が定められました。これは、原則としてすべての土壌について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で望ましい基準を定めたものであり、土壌汚染の有無の判断基準として、また改善を講ずる際の目標基準として活用されることを目指したものです。

土壌の汚染に係る環境基準

カドミウム	0.01mg/検液 1L 以下 農用地 0.4mg/米1kg以下	ジクロロメタン	0.02mg/検液 1L 以下	1,3-ジクロ ロプロペン	0.002mg/検液 1L 以下
全シアン	検出されないこと	四塩化炭素	0.002mg/検液 1L 以下	チウラム	0.006mg/検液 1L 以下
有機燐	検出されないこと	クロロエチレン (塩化ビニルモノ マー)	0.002mg/検液 1L 以下	シマジン	0.003mg/検液 1L 以下
鉛	0.01mg/検液 1L 以下	1,2- ジクロロエタン	0.004mg/検液 1L 以下	チオベンカ ルブ	0.02mg/検液 1L 以下
六価クロム	0.05mg/検液 1L 以下	1,1- ジクロロエチレン	0.1mg/検液 1L 以下	ベンゼン	0.01mg/検液 1L 以下
砒素	0.01mg/検液 1L 以下 農用地(田に限る) 15mg/土壌1kg未満	シス-1,2-ジクロ ロエチレン	0.04mg/検液 1L 以下	セレン	0.01mg/検液 1L 以下
総水銀	0.0005mg/検液 1L 以下	1,1,1- トリクロロエタン	1mg/検液 1L 以下	ふっ素	0.8mg/検液 1L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	1,1,2- トリクロロエタン	0.006mg/検液 1L 以下	ほう素	1mg/検液 1L 以下
PCB	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03mg/検液 1L 以下	1,4-ジオキ サン	0.05mg/検液 1L 以下
銅	農用地(田に限る) 125mg/土壌1kg未満	テトラクロロエチ レン	0.01mg/検液 1L 以下		

2 各種規制・事業の適正な実施

(1) 特定事業等の事前協議

「大津市生活環境の保全と増進に関する条例」では、生活環境を阻害するおそれのある事業を「特定事業」または「大規模建設等事業」と定め、これら事業を行おうとする者は、環境保全の配慮について、予め市長と協議等を行うこととしています。

特定事業は、①土地区画形質を変更する事業 ②生活環境を阻害するおそれのある事業 ③中高層建築物の新築等に係る事業のうち一定規模以上のものであり、大規模建設等事業は土地区画整理事業や市街地再開発事業、大規模小売店舗等の建設事業です。

生活環境を阻害するおそれのある事業に係る事前協議の状況は次のとおりです。⁽¹⁹⁾

生活環境影響事業の事前協議件数

事業の種類	H24	H25	H26	H27	H28
物品の販売業を営むための店舗	1	6	8	3	6
病院	0	1	0	0	0
工場又は作業場	9	8	7	13	7
駐車場又は自動車ターミナル	0	0	0	0	0
倉庫	0	0	0	0	0
資材置場	0	0	0	2	1
給油取扱所	0	2	0	0	0
ホッケー場、スケート場、スイミングプール、ゴルフ練習場その他これらに類するもの	0	1	0	0	0
パチンコ屋、マージャン屋、ゲームセンターその他これらに類するもの	1	0	0	1	0
飲食店又は喫茶店	5	2	2	3	3
牛、馬、豚、猪、鶏を飼育する施設	0	0	0	0	0
合計	16	20	17	22	17

(2) 環境管理実施事業所の認定

「大津市生活環境の保全と増進に関する条例」第107条に基づき、ISO14001の認証取得をしていること、排水水等の測定を行っていることなどの要件を満たしている事業所を「環境管理実施事業所」として認定し、公表するとともに、条例に規定する一部の手続きを軽減しています。⁽¹⁹⁾

環境管理実施事業所認定事業所(五十音順) (平成29年3月末現在)

事業所の名称	所在地
株式会社カネカ滋賀工場	比叡辻二丁目1-1
東レ株式会社滋賀事業場	園山一丁目1-1
東レ株式会社瀬田工場	大江一丁目1-1
日本精工株式会社大津工場	晴嵐一丁目16-1
日本電気硝子株式会社大津事業場	晴嵐二丁目7-1
ルネサスセミコンダクタマニュファクチュアリング株式会社滋賀工場	晴嵐二丁目9-1

(3) 指定化学物質等の適正な管理の推進

大津市生活環境の保全と増進に関する条例では、事業者による自主的な環境管理の推進を掲げ、これに基づき「大津市指定化学物質等の適正な管理に関する指針」を策定しています。この指針は、大津市内にある指定化学物質等を製造し、又は、使用する工場等を有する者を対象としたもので、平成13年4月1日より施行しています。⁽¹⁹⁾

指定化学物質の一覧

1	1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン	81	スチレン
2	1, 1-ジクロロエタン	82	スチレンの2及び3量体
3	1, 2-ジクロロプロパン	83	セリウム及びその化合物 (又は総セリウム)
4	1, 2-ジブロモエタン	84	タリウム及びその化合物 (又は総タリウム)
5	1, 3-ブタジエン	85	タルク (アスベスト様繊維を含むもの)
6	1, 4-ジオキサソ	86	チオウレア
7	1-ブタノール	87	チタン及びその化合物 (又は総チタン)
8	2-ブタノール	88	テトラヒドロフラン
9	2, 4-ジアミノトルエン	89	テルル及びその化合物 (又は総テルル)
10	2, 4-ジクロロフェノール	90	テレフタル酸
11	2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸	91	トリエタノールアミン
12	2, 4-ジニトロフェノール	92	トリエチルアミン
13	2, 6-ジ-tert-ブチル-4-メチルフェノール[BHT]	93	トリブチルスズ化合物
14	2-ブタノン[メチルエチルケトン]	94	トリフルラリン
15	2-メルカプトイミダゾリン [イミダゾリジンチオン、エチレンチオウレア]	95	トリメチルアミン
16	3,-3-ジクロロベンジジン	96	トルイジン類
17	3,-3-ジクロロ-4,-4-ジアミノジフェルメタン [MOCA]	97	トルエン
18	4,-4-イソプロピルアイデネジフェノール [ビスフェノールA]	98	ナフタレン
19	4,-4-メチレンジアニリン [4,-4-ジアミノジフェルメタン]	99	ニトロソアミン類
20	N, N-ジメチルアニリン	100	ニトロトルエン類
21	N, N-ジメチルホルムアミド	101	ニトロフェノール類
22	n-ブチルベンゼン	102	ニトロベンゼン
23	N-メチルピロリドン	103	ノニルフェノール
24	O-ジクロロベンゼン	104	バナジウム及びその化合物 (又は総バナジウム)
25	O-トシジン [3,-3-ジメチルベンジジン]	105	バリウム及びその化合物 (又は総バリウム)
26	P-ジクロロベンゼン	106	ビス (2-クロロエチル) エーテル [ジクロロエチルエーテル]
27	α-ナフチルアミン	107	ヒドラジン
28	β-ナフトール	108	ビフェニル
29	アクリルアミド	109	ピリジン
30	アクリル酸及びそのエステル	110	フェニレンジアミン類
31	アジピン酸	111	フェンバレート
32	アジピン酸-2-エチルヘキシル	112	フタル酸エステル類 (総フタル酸エステル)
33	アセトアルデヒド	113	ブラチナ及びその化合物 (又は総ブラチナ)
34	アセトニトリル	114	フルフラール
35	アセトン	115	ヘキサクロロエタン
36	アトラジン	116	ヘキサクロロ-1, 3-ブタジエン
37	アニリン	117	ヘキサソ
38	アラクロール	118	ベノミル
39	アルキルフェノール (C4からC9)	119	ベルメトリン
40	アントラセン	120	ベンゾトリクロライド
41	アンモニア	121	ベンゾフェノン
42	イソホロン [3, 5, 5-トリメチル-2-シクロヘキセン-1-オン]	122	ペンタクロロニトロベンゼン [キントゼン]
43	エタノールアミン	123	ほう素及びその化合物 (又は総ほう素)
44	エチルベンゼン	124	ホスゲン
45	エチレングリコール [1, 2-エタンジオール]	125	ホスフィン
46	エチレングリコールモノエチルエーテル	126	ポリ臭化ビフェニル [PBB]
47	エピクロロヒドリン	127	マラチオン [マラソン]
48	エンドスルファン [ベンゾエピン]	128	マンゼブ
49	オクタクロロスチレン	129	マンネブ
50	カルバリル	130	メソミル
51	キシレン類	131	メタアクリル酸メチル
52	キノリン	132	メタノール
53	ギ酸	133	メチルアミン
54	グラスウール	134	メチルイソブチルケトン [4-メチル-2-ペンタノン, MIBK]
55	グリオキサール	135	メチルヒドラジン
56	クレゾール類	136	メチレンビス (4-フェニルイソシアネート) [4, 4'-ジフェニルメタンジイソシアネート]
57	クロトンアルデヒド	137	メトリブジン
58	クロロアニリン類	138	メルカブタン類
59	クロロスルホン酸	139	モノクロロベンゼン
60	クロロニトロベンゼン類	140	モノシラン
61	クロロプレン [2-クロロ-1, 3-ブタジエン]	141	モリブデン及びその化合物 (又は総モリブデン)
62	クロロベンゼン	142	よう化メチル
63	クロロホルム	143	ロックウール
64	クロロメチルメチルエーテル	144	亜鉛及びその化合物 (又は総亜鉛)
65	ケルセン [ジコホル]	145	塩化メチル
66	コバルト及びその化合物	146	黄燐
67	シクロヘキサノール	147	三塩化燐
68	シクロヘキシルアミン	148	酸化エチレン [エチレングリド]
69	ジエタノールアミン	149	酸化プロピレン [プロピレングリド]
70	ジエチルアミン	150	臭化メチル
71	ジエチルエーテル	151	酢酸ビニル
72	ジニトロトルエン類	152	酢酸ブチル
73	ジネブ	153	五塩化燐

74	ジフェニルアミン	154	二硫化炭素
75	シベルメトリン	155	無木酢酸
76	ジボラン	156	無木フタル酸
77	ジメチルアミン	157	無木マレイン酸
78	ジメチルホルムアミド	158	硫化水素
79	ジラム	159	硫酸ジエチル
80	スズ及びその化合物	160	硫酸ジメチル

(4) 土砂等による土地の埋立て等の規制

土砂等による土地の埋立て等について、必要な規制を行うことにより、良好な自然環境と生活環境を保全するとともに、土壌の汚染並びに土砂等の流出、崩壊その他の災害を防止して、市民生活の安全を確保しています。平成 27 年度には、大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正しました。⁽²²⁾

(5) 日照障害の防止

中高層建築物の建築にあたり、あらかじめ電波障害や日照障害緩和の対策を検討し、紛争の発生を未然防止に努めています。

- 中高層建築物事前協議届出件数 23 件⁽³²⁾

(6) 下水道整備の推進

本市の下水道事業は、昭和 37 年に湖岸沿いの低地の浸水対策と住環境の改善を目的として、市内中心部に計画され、昭和 44 年に大津市公共下水道が供用開始されました。琵琶湖を始めとする公共水域の水質保全、生活環境の改善、さらには貴重な水資源の循環を保全するため、公共下水道の整備促進を図っています。また、県内全体の動きとしては琵琶湖の水質汚濁が問題になり、昭和 47 年に「琵琶湖総合開発特別措置法」が制定され、滋賀県では同法のもとに、自然環境の保全と水質の回復、住民の生活環境の改善を目的として流域下水道計画を策定し、県内を「湖南中部」「湖西」「東北部」「高島」の 4 処理区に分け順次整備を図っています。

- 大津市全域における普及率は 98.3% (平成 29 年 4 月 1 日現在) となっています。⁽⁴³⁾

下水道整備状況

(平成 28 年度末)

内 容	処理区	大津公共下	湖南中部関連	湖西関連公	大津公共下	合 計
		水道	公共下水道	共下水道	水道 (藤尾)	
普及率	注 1	99.7%	99.2%	96.3%	99.9%	98.3%
水洗化率	注 2	98.6%	98.2%	96.7%	90.1%	97.7%

(注 1) 処理区域内人口 / 行政区域内人口 (注 2) 水洗化人口 / 処理区域内人口

(7) 合流式下水道改善事業

大津処理区の内、約 155ha の区域については、汚水と雨水を同一管渠で集水して処理する合流区域になっており、一定以上の降雨時に、雨水で稀釈された未処理下水が雨水吐き室から越流して琵琶湖に排出されてしまうという問題点を抱えていました。このため、合流区域から排出される年間汚濁負荷量を分流式下水道レベルまで低減させるために、合流式下水道改善事業を実施しました。

平成 27 年度には改善効果を確認するためのモニタリング、平成 28 年度には事業評価を実施し、その結果、一般的な水質指標である BOD、COD の放流負荷量が、分流式下水道並みの汚濁負荷量以下となるなど、下水の水質が大幅に改善されたことがわかりました。事業を実施したことで、公衆衛生上の安全が確保され、琵琶湖の水質保全を図ることができました。⁽⁴³⁾

(8) 下水道の高度処理化の推進

琵琶湖の富栄養化防止を目指し、昭和 56 年度から下水処理水中のリンの削減を行っています。さらに、平成 20 年度からは水再生センターのⅡ系水処理施設の全施設で窒素削減を目的とした高度処理を行っています。⁽⁴⁴⁾

(9) 下水道水洗化普及事業

下水道水洗化普及促進のため、未水洗家屋への個別奨励、排水設備の計画確認、工事説明会での普及促進、水洗便所改造資金の融資あっせん、水洗便所改造普及奨励金の交付、ポンプ施設設置等の助成、一般世帯の水洗便所への改造に対する助成、公共汚水ますの設置の事業を行っています。

- 未水洗家屋への個別奨励 1,548 件 公共汚水ますの設置 63 件など⁽⁴⁰⁾

(10) 浄化槽設置整備事業

下水道整備計画区域外や、当分の間は下水道の整備が見込めない区域における生活排水などによる公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽の設置に対する補助を行い、整備の促進を図っています。

また、浄化槽の適正な維持管理を図るため、集落単位で構成した浄化槽維持管理組合に対し、維持管理の補助を実施し、公共水域の水質保全と生活環境の向上を推進しています。

- 浄化槽設置に対する補助 計 16 件 浄化槽維持管理に対する補助 6 地区 111 基分⁽²⁰⁾

浄化槽設置整備事業による設置基数

19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
49基	48基	43基	29基	23基	15基	14基	14基	17基	16基

なお、平成 8 年 7 月に、「滋賀県生活排水対策の推進に関する条例」が施行され、下水道事業計画区域外または下水道の整備が当分の間見込めない下水道事業計画区域内の地域において、住宅新築等の場合に浄化槽設置が義務付けられています。

生活排水処理状況

平成 29 年 3 月 31 日現在

		人口（人）	割合（％）
生活排水処理人口		332,501	97.2
	大津市（大津）公共下水道	104,374	30.5
	大津市（藤尾）公共下水道	4,769	1.4
	大津市（湖南中部）公共下水道	108,307	31.7
	大津市（湖西）公共下水道	111,341	32.5
	農業集落排水処理施設	0	0.0
	合併処理浄化槽	3,710	1.1
生活排水未処理人口		9,653	2.8
	単独処理浄化槽	3,949	1.2
	し尿くみとり	5,638	1.6
	自家処理	66	0.0
合計		342,154	100.0

3 公害防止に向けた啓発・指導の実施

(1) 公害苦情の対応

平成 28 年度の苦情件数は、152 件でした。そのうち、典型 7 公害に係る苦情は 66 件で、その内訳は水質汚濁と騒音とで約 8 割を占めています。また、典型 7 公害以外の苦情は、そのほとんどが空地の管理に関するもの（雑草の繁茂等による生活環境上の支障）です。

生活環境に関する苦情の申立や相談については、環境政策課が窓口となって行うほか、市民相談担当課等を経由して受理するケースもあります。苦情を受理すると早急に現地調査等を実施し、状況の把握、原因の特定、規制基準の適否確認などをした後、発生源に対し改善指導や助言を行っています。しかし、調査の結果、法的規制を受けないものや規制基準内の場合もあり、対応にあたっては、当事者双方の言い分を聞きながら迅速に解決が図れるよう努めています。中には、過去からの感情的なもつれや、いきさつが内在しているケースで、解決に時間を要するものや苦情者が納得できる結果に至らないこともあります。⁽¹⁹⁾

公害苦情件数の推移

(件)

公害の種類		年度									
		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
大気汚染		12	14	14	3	16	4	4	3	5	5
水質汚濁		62	57	48	54	66	64	51	49	32	26
土壌汚染		1	0	0	0	0	0	0	2	1	0
騒音		27	26	20	17	35	28	33	29	24	24
振動		3	2	1	0	4	6	5	2	1	1
悪臭		15	20	16	16	23	15	8	16	23	10
典型 7 公害 計		120	119	99	90	144	117	101	101	86	66
その他	典型 7 公害以外	8	7	2	0	1	0	1	2	1	0
	空地（雑草等）	104	114	126	98	101	151	146	140	101	86
合計		232	240	227	188	246	237	248	243	188	152

*件数は市が当該年度新規に受理したもので、1 件の苦情内容が 2 つ以上の種類の公害にわたる場合は、主な公害の種類を 1 つとして計上している。

指標[計画策定時];公害苦情件数 99 件/年

平成 28 年度の典型 7 公害の苦情件数を発生源別に見ると、建設業が約半数を占めています。

公害の種類別・業種別苦情件数(典型 7 公害)

(平成 28 年度)(件)

発生源 公害の種類	合計	農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業	卸売・小売業	金融・保険業	不動産業	飲食店・宿泊業	医療・福祉	教育・学習支援業	複合サービス事業	サービス業	公務	分類不能の産業
大気汚染	4	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
水質汚濁	17	0	0	0	0	7	3	0	0	1	0	0	1	2	0	0	0	3	0	0
土壌汚染	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
騒音	20	0	0	0	0	14	1	0	0	0	0	0	3	0	1	1	0	0	0	0
振動	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	4	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
その他	11	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	2	5
合計	57	0	0	0	0	27	4	0	1	1	0	0	7	4	1	1	0	3	2	6

*発生源が「会社・事業所」の苦情が対象

(2) 野外焼却の防止

簡易な焼却炉や野外でのごみ焼却は、完全燃焼が難しく、ダイオキシン類の発生の危険性が高いため、野外焼却は、廃棄物処理法で禁止されています。また、公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却等、規制できない野外焼却についても極力行わないよう指導を実施しています。⁽²²⁾

(3) 有害物質の監視体制の充実

生活環境を良好に保つため、事業者等へ有害物質などに対する発生源対策や監視体制の充実を図っています。具体的には、水質汚濁防止法等に基づく届出事業場等のうち排水基準が適用される事業場について立入調査及び排水の水質検査を行い、必要に応じて指導を実施しました。⁽¹⁹⁾

また、平成 24 年 6 月に水質汚濁防止法が改正され、有害物質使用特定施設等については、構造等基準と点検義務が設けられました。有害物質使用特定施設等がある事業場については、立入確認と指導を実施しました。